

国立大学法人法施行令及び国立大学法人評価委員会令の一部を改正する政令要綱

第一 国立大学法人法施行令の一部改正

一 運用の対象となる有価証券

(第二十二條關係)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(二において「国立大学法人等」という。)のうち文部科学大臣の認定を受けたものが、有価証券の売買による業務上の余裕金の運用を行うにあたり、その対象とすることができる有価証券は、次に掲げるものとする。

1 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)

2 1に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 投資一任契約

(第二十三條關係)

国立大学法人等のうち文部科学大臣の認定を受けたものが、信託会社又は信託業務を営む金融機関へ

の金銭信託による業務上の余裕金の運用を行うにあたり、金融商品取引業者との投資一任契約の締結による場合には、投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

三 指定国立大学法人による出資の対象

(第二十四条関係)

指定国立大学法人は、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて次に掲げるものを実施する者に対し、出資を行うことができることとする。

1 当該指定国立大学法人における研究の成果（2において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

2 1に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

第二 国立大学法人評価委員会令の一部改正

一 委員等の任命

(第二条関係)

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の外国人である委員等は、大学の運営に関して高い識見を有する者のうちから、文部科学大臣が任命すること。

二 委員長、分科会長及び部会長

（第四条から第六条関係）

委員長、分科会長及び部会長並びにそれらの職務を代理する者は、外国人である委員を除いた委員のうちから選挙すること。

三 議事

（第七条関係）

委員会が、会議を開き、議決する場合の要件として、外国人である委員及び議事に関する外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関する臨時委員の総数の五分の一を超えないことを加えること。

第三 施行期日

この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、第二は、平成二十八年十月一日から施行するものとする。